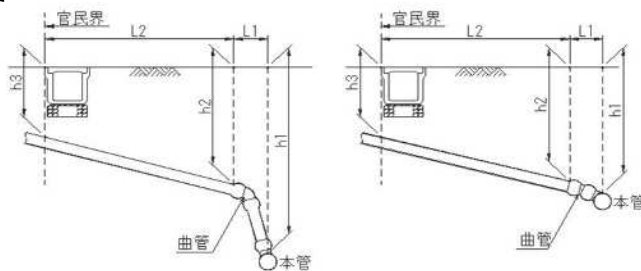


# 自費工事許可条件(例)

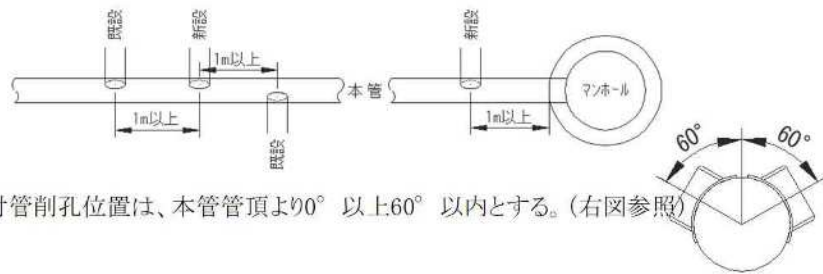
## 条件

- ・ 施工に際し、各種法令を遵守すること。また、「下水道施設計画・設計指針と解説」および「瑞浪市排水設備工事施工基準」に準拠すること。
- ・ 現場着工に先立ち、関係機関協議・埋設物確認を終え、着工届を提出すること。
- ・ 変更が生じた場合は、速やかに報告し、承諾を得た上で施工すること。  
(場合によっては、変更図面等の提出を求める場合があります)
- ・ 他埋設物との離隔を30cm以上確保すること。確保できない場合は事前に協議すること。
- ・ 工事完成後、速やかに完成書類(工事写真、下水道取付管理説明細書、帰属承諾書、構造図)を提出すること。ただし、下水道取付管理説明細書、帰属承諾書、構造図については、当初申請時より変更があった場合のみ再提出する。
- ・ 完成写真とは、着工前写真、作業状況写真(舗装版破碎、掘削、砂基礎、管布設、土被り $h_1 \sim h_3$ 、管路延長 $L_1$ 、他構造物との離隔30cm、防護砂、埋戻し、埋設シート、路盤、仮舗装、本舗装など)、完成後写真とする。
- ・ 取付管勾配は1%以上確保することとし、確認できる写真(下図参照)を撮影し完成写真に入れること。ただし、勾配計測機器を用いて撮影してもよい。

- h1: 本管取付部での取付管土被り(下水道取付管理説明細書に記入)
- h2: 曲管部での取付管土被り
- h3: 官民界での取付管土被り(下水道取付管理説明細書に記入)
- L1: h1とh2の水平距離    L2: h2とh3の水平距離



- ・ 取付管位置は、他の取付管と1m、マンホールの縁端より1mの離隔を確保すること。



- ・ 取付管削孔位置は、本管管頂より $0^\circ$ 以上 $60^\circ$ 以内とする。(右図参照)
- ・ 道路内の継手はゴム輪継手とし、受け口を上流に向けること。
- ・ マンホールに直接取付管を設置する場合は、マンホール躯体の目地から10cm以上離して削孔すること。取付管と本管の落差が60cm以上の場合は、副管を設置すること。また、インバートを適切に改良すること。
- ・ 管頂から上部に向かって30cmの位置に埋設表示シートを設置すること。
- ・ 瑕疵担保期間を一年とする。下水道取付管自費工事に伴う施工不良により、道路陥没等不具合が発生した場合は、直ちに、原因を究明し市に報告すること。また、協議を行い市の指示により申請者もしくは施工者の責において改善すること。
- ・ 第一桵を設置しない場合、現地にて取出し位置が分かるようにプラ杭を設置すること。